

令和8年 富士見町 告示

第 5 号

富士見町最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年1月26日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町告示第5号

富士見町最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱

富士見町最低制限価格制度実施要綱(令和5年富士見町告示第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「10分の4.8」を「10分の5」に、「10分の4.5」を「10分の5」に改め、同条第2項中「10分の8」を「10分の8.1」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。